

この頁より合計3ページにご回答の上、2頁で解説のウェブ回答、FAX等にてご返送下さい。

平成29年衆議院議員選挙に際して
LGBT（性的指向・性自認）をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

平成29年10月
LGBT法連合会

立候補（予定）者のお名前（ 三原朝彦 ） 所属政党（ 自由民主党 ）
（ 福岡県中九 ）選挙区 ・ 比例区 九州70-77 .
連絡用お電話番号： 093 621 1030 .

問1 貴殿が今回の衆議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかのLGBT支援・権利確保政策は既に含まれていますか？将来はいかがでしょうか？（単独回答）

1. LGBTの課題として、既に含まれている
2. 様々な少数者の支援・権利確保を謳う中に含まれている
3. 将来入る可能性はある
4. 将来入る可能性はない
5. その他（具体的に： _____）

問2 個人としての、LGBT当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人からLGBTであることを、もし告白（カミングアウト）されたら、あなたはどうかしますか？（複数回答可）

1. その人を尊重し応援したいと思う
2. 距離をおきたいと思う
3. 差別や偏見で苦勞するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のままで生きるように諭す
4. 答えられない／分からない
5. その他（具体的に： _____）

問3 LGBT支援政策の下記の①-⑦の課題各々に関して、法制度や行政がどのように対応すべきか、ご自身のお考えを選択肢1-5から選び、ご記入下さい。

	1	2	3	4	5	その他/ 1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、 等 (自由回答)
				わからな い		
			現場の裁量にゆだねるべき である			
			法律にて具体業は規定せ ず、行政(国・省庁・自治体) の裁量に委ねるべきである			
			法律で義務化し、全国的に 普遍的な制度とするべきであ る			
① 性的指向・性自認と、LGBT 当事者の直面する困難につ いて、広く社会に教育・啓発を行う	1	2	3	4	5	
② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、 LGBTへのいじめ・差別を防止する	1	2	3	4	5	
③ 国・自治体の各レベルで、LGBT (性的指向・性自認に係 る)の困難解消に向けた、基本計画を策定し実施する	1	2	3	4	5	
④ 学校・職場における、LGBTへのいじめ・ハラスメント の防止体制を確立する	1	2	3	4	5	
⑤ 困難を抱く LGBT に対する、相談・支援の仕組みを、学 校・職場等に整備する	1	2	3	4	5	
⑥ LGBT に対する (性的指向・性自認に係る)、差別や不利 益取扱いを防止・禁止する法律やルールを制定する	1	2	3	4	5	⑤ 法律化は国が中心 で前提とす
⑦ 施設・職場・学校等にて、LGBT に配慮した、サービス や施設面の対応を推進する	1	2	3	4	5	

問4 世界では、現在41の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性間に適用できるパートナーシップ制度が広がっています。同性どうしの二人の場合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
3. 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
4. 各自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市等の例にならぬ）
5. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない
6. 答えられない／分からない
- ⑦ その他（具体的に：同性、自由認許と同じ）

問5 貴殿が当選した暁には、様々な困難に直面するLGBT当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事が出来るとお考えでしょうか？ ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

（自由記述）

性的指向・性自認の多様なあり方について正しい理解を国民に広げ、当たり前のごとく受け入れる社会を目指すべきと考えています。つまり、法律で義務化されるまでもなく、例えば、教育現場、就職、仕事の現場など日常から災害時の避難所まで配慮ある対応が自然になされる社会です。婚姻については憲法24条に「両性の合意のみに基づいて成立」と定めており、同性カップルの婚姻の成立は想定していません。婚姻関係に基づく法律上の権利（相続、税制や社会保障上の優遇、親権、手術の同意など、義務（同居、扶助義務、未成年の監督義務、貞操義務など）について、いわゆるパートナーシップ制度への適用の是非、あるいはどこまで認めるかについて具体的に国民的合意がある状況にありません。まずは、性的指向・性同一性に対する理解を進めることが前提となります。

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、ご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。